

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、十分な財政措置を講じたうえで、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討すること。

2. 循環型社会形成推進交付金について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

3. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

4. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。